

令和3年

第2回 会津美里町教育委員会議事録

1月定例会

令和3年1月定例会

- I. 日 時 令和3年1月21日(木) 午前9時
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 大会議室
- I. 出席委員 教 育 長 新 田 銀 一
委 員 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
委 員 明 田 安 弘
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里
教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 金 川 純
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二
教 育 文 化 課 長 補 佐 鵜 川 晃
会津美里町公民館長兼図書館長 福 田 富美代
- I. 傍 聴 人 な し

令和3年1月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和2年第15回会津美里町教育委員会12月臨時会議事録の承認について

令和2年第16回会津美里町教育委員会12月定例会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

議案第1号 会津美里町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程について

議案第2号 令和3年度会津美里町学校・こども園の重点事項について

5. 協議事項

(1) 令和3年度会津美里町生涯学習重点事項について

(2) その他

6. 報告事項

(1) 議会1月会議について

(2) 児童・生徒に関すること

(3) 教職員に関すること

(4) 生涯学習に関すること

(5) 教育関係施設に関すること

(6) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(7) その他

7. その他

(1) 今後の行事予定について

(2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午前9時00分

1. 開会

教育文化課長 令和3年第2回会津美里町教育委員会1月定例会を始めたいと思います。
教育長、よろしく願いいたします。

教育長 1月7日の臨時教育委員会に引き続いての定例教育委員会となりますが、よろしく
お願いいたします。

今日は議題少ないのですが、新型コロナに対する不安、学校関係、その辺を皆様
にお知らせしたいと思います。

それから、ご存じのとおり坂下高校と大沼高校の統合による新しい学校名、新聞
報道にありましたように、福島県立会津西陵高等学校と決まりました。

もう一つは昨日、ご心配をおかけしました本郷小学校、指導主事と一緒に授業参
観してまいりました。昨年12月よりはだいぶよくなったなど感じておりますが、詳し
いことは指導主事から話していただくことにしたいと思います。

それでは、令和3年第2回会津美里町教育委員会1月定例会を始めます。

会期は1日といたします。

出席委員は委員全員であります。

出席説明者は、松本教育文化課長、金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、
鵜川教育文化課長補佐、福田会津美里町公民館長兼図書館長の5名です。

議事録署名人は、出席委員全員でお願いいたします。

2. 議事録の承認

教育長 2番目の議事録の承認に入ります。

令和2年第15回会津美里町教育委員会12月臨時会、第16回12月定例会議事録の承
認についてを議題といたします。

お手元にある資料の中でご意見とか、何かお気づきの点がありましたならばよろ
しく願いしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご意見等ありませんので、令和2年第15回会津美里町教育委員会12月臨時会、第
16回12月定例会議事録は承認といたします。

3. 教育長報告

教育長 3番目、教育長報告に入らせていただきます。

資料の2ページ目になります。特に追加説明はないのですが、12月16日の10時から第15回教育委員会12月臨時会を開催させていただきました。そこで協議いただいた内容を12月21日、本郷小校長面談がありましたので、委員の皆様からいただいたご指導、ご意見等を校長先生へ伝え、協議をしたところでございます。

あと、12月20日にはスキー場開きをしました。そして、1月に1回だけ小山スキー場でスキー教室を開催しました。その後予定していた第2回、第3回、スキー大会は、新型コロナの関係で、中止といたしました。

よろしいでしょうか、ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ご質問がなければ教育長報告を終了させていただきます。ありがとうございます。

4. 審議事項

教育長 続きまして4番目の審議事項に入りたいと思います。

◎議案第1号

教育長 まず、議案第1号を議題といたしたいと思います。
事務局から説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第1号「会津美里町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程について」説明)

教育長 こども園の用務員が配置されているところは、どこどこなのですか。

教育文化課長 具体的には町職員の用務員は、新鶴こども園に1名配置されております。こども園には2名ずつ用務員がいるのですが、本郷は2名とも振興公社からの派遣です。新鶴は1名が町職員、1名が振興公社からの派遣ということで配置しております。この議案については、この町職員の用務員の勤務時間を定めるものでございます。

教育長 何かご質問あります。

委員 確認ですが、1月21日から施行するので、これ以前はどうしていたのですか。

教育文化課長 8時半から17時15分までと、通常の職員と同じ勤務時間で勤務しておりました。しかし、こども園は7時から開園しますので、用務員として今の時期であれば朝の雪かき、除雪とか、暖房の対応とか、いろいろ朝の仕事がございますので、朝から

出勤していただきたいという要望もあり、超過勤務での対応も可能なのかなという考えもあったのですが、毎日超過勤務の命令というのはいかがなものかということもございまして、認定こども園の他の町職員の勤務時間と同じようにしたほうがいいのではないかとということで、今回改正させていただきたいと思っております。

委員 ということは現実には時間外でやってきたということですか、以前は。

教育文化課長 他の町職員の用務員は時間外などで対応していますが、認定こども園の町職員の用務員は8時半から出勤していました。

委員 認定こども園では、町職員の用務員はやっていなかったということですか。

教育文化課長 はい。

委員 そうすると、全くの通常の勤務しかしていなかったということですね、実際に。

教育文化課長 はい。

委員 これを1月21日からは柔軟に対応させるわけですね。

教育文化課長 はい。

教育長 よろしいですか、委員。

委員 はい、結構です。

教育長 その他、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、質疑がないようですので、議案第1号については原案のとおり決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。では、原案のとおり決することにさせていただきます。

◎議案第2号

教育長 続きまして議案第2号を議題にしたいと思います。
事務局から説明をお願いします。

教育文化課主幹兼指導主事 （議案第2号「令和3年度会津美里町学校・こども園の重点事項について」説明）

教育長 ありがとうございます。
そうすると、重点事項についての左側ですか、福島学調の結果分析による云々ということで、前回、委員から何か一言あったほうがいいとご意見をいただいております。これを付け加えさせていただいた部分ですが、委員どうですか。

委員 ありがたいと思います。

教育長 まずこの重点事項について、そのほか委員の方々から前回言い忘れたとかあればよろしくをお願いします。

（「なし」の声あり）

教育長 では、なければもう一つのこども園の期待される取り組み、指導主事から案ということで説明があったのですが、特に赤の部分についてご意見等あればお願いしたいと思います。タブレット関係、ICT関係、メディアコントロール関係ですか。
指導主事、「家庭学習を充実させるための学校の4つの取組の実践」というのは、どこかに明記してあるのですか。

教育文化課主幹兼指導主事 委員の皆様の資料にはご提示しておりませんが、スタンダードの中にこの4つに取り組むという内容がありますので。

教育長 スタンダードのほうに入っているということですか。

教育文化課主幹兼指導主事 はい。

教育長 この案の中には出ていないのですね。

教育文化課主幹兼指導主事 すみません。そうです。

教育長 必要なときは、後でその4つの取り組みを提示させていただきたいと思います。
タブレットについては、各学校から早く配置してほしいとか、いろいろ要望があるところではありますが、今担当ではタブレットを子供らが自宅へ持ち帰るときの規定とか、そういうルールを今作成中ですか。

教育文化課主幹兼指導主事 準備しております。

教育長 よろしくをお願いします。

教育文化課主幹兼指導主事 はい。

委員 1つ戻って、授業の充実について。

教育長 授業の充実ですね。

委員 この中の「確かな学力の定着」、これは分かるのですが、例えば教員の指導力向上の中でこの3つ、また別個に分かれていますよね。3つ挙がっていますが、教員の指導力向上とICT機器の効果的な活用って同じ次元なのですか。「確かな学力の定着」自体の、ほかの例えば「みさとの教え」のレベルで「ICT機器の効果的な活用」のレベルではなくて、教員の指導力の向上の中でこういうのが含まれる。何かここだけ少し違和感あるのです。3つ分かれているのは分かりますが、次元的にくくり方として「確かな学力の定着」の中の一つの項目ではなくて、教員の指導力向上でこれを置くという理由が何なのか、意味が、意味というか、理由がよく分からないのです。

教育長 「確かな学力の定着」があって。

委員 これが教員の指導力向上というくくりの中でなければ何かあるのかなと思いましたが、「ICT機器の効果的な活用」が教員の指導力の向上で、逆にこれ特化しているというか、特筆している理由がよく分からない。これそのものは「確かな学力の定着」に本来目的としてあるものではない。そうではない。教員の指導力向上としての。

教育文化課主幹兼指導主事 ICT、表現が非常に曖昧だったのですが、二通り活用の方法があると思うのです。1つは教員の課題としてICTを活用して、より指導力を向上させようというところがありますので、ICT活用力は差が非常に大きいので、こちらも教員として向上していかなければいけないという考えがありました。というところで指導力の中でICTを使って、より理解度を上げるという課題が1点ありました。

それとは別に、子供たちの利活用という部分もまた別にあることですので、それはそれで少し別なところに挙げるべきだったと思ったところでありました。

委員 ほかに項目があれば別ですが、何かほかのところに挙げられる、ICT機器は今やスタンダードになりつつあるわけですね。

教育文化課主幹兼指導主事 そうですね。

委員 だとすると、それが「確かな学力の定着」なのか、項目的にはここしかないのでしょうか、それは先生だけではないですよね。

教育文化課主幹兼指導主事 おっしゃるとおりです。子供たちも活用していかなければならないのです。

委員 だとすると、教員の指導力の向上の中に入ってしまった方がいいのか。ここだけ少し違和感が、くくりとしてはもう少しワンランク上ではないのかなと思ったのです。

委員 私は、納得するところがあるのですけれども、「教員の指導力向上～分かる授業の実践」になっていますよね。結局先生の指導力を上げるのですが、つまりそれは分かる授業として子供たちにいい授業をして、そして子供たちの理解と技能を高めるといったもの、それはある意味イコールのところもあります。だから、その中で今言われているタブレットを中心とした「ICT機器の効果的な活用」をすることは、教員の指導力向上につながる。それを使えないようでは、子供たちに結局理解を、今やりなさいという場面でタブレットを使えないのですから、それを使えるような指導力を向上させる。つまりそれは分かる授業に発展していくということなので、私は教員の指導力だけが載っていればちょっと理解できない部分ありますが、結局それは分かる授業の実践にもなりますよというふうになっているので、そこは理解していたところなのですが、そこら辺は裏腹などころではあるのかなと思います、授業の充実というところが誰目線で書いているかということですよ。

教育長 そうですね。

委員 そうすると、これは誰かということやはり子供目線なのだけれども、子供をより良くするための教員、大人の目線で書かれているビジョンだと思うので、いいのかなというか、私はそう理解しています。

委員 ICTが子供たちに直接関わらないのであればいいのですが、ICTは当たり前を使うことになれば、これを効果的に使うのは指導力向上だけではなくて、教育として全体としてやっていかなければいけないと、そうなりますよね。ちょっとそこがくくっていいのかどうかということです。

委員 そうした場合、だから私もすごく委員の話もよくわかるのですが、そうすると重点項目の中に子供たちの確かな学力の定着を目指す中でのICTというのを入れてよいかどうか、朱書きされていないということは入っていないということだと思うので、そこら辺の確認を。でも、中学校の場合は入っていますが、今度は小学校から全部入ってくるのですか。

教育文化課主幹兼指導主事 ありがとうございます。両委員おっしゃることもっともで、基本的に関わってくることは個別指導も関わってきますし、その後の。実はその下の不登校の授業支援と、教育の支援というところにも関わってきますし、「地域、家庭の教育力の活用」ということで、家庭学習にも実は関わってくる場所ですので、この点にICTの活用と表現を入れて、各場面で。少し幅が広過ぎて、ICTという観点、

追加よりは、それぞれの項目にICTを活用するというふうに入れたほうがより分かるのかなと思います。

委員 それであれば分かります。ほかに欠けているから、なおさらここで集約されるのは子供の目線が全くないではないですか。そうではないですよね。これ一律使い始めるわけだから、それはどこかに入れなければならないと思っていたのですが。

教育文化課主幹兼指導主事 ありがとうございます。なので、今お話しさせていただいた3点には個別学習と不登校の児童生徒への教育の支援というところと、あとは家庭学習というところで下のほうの項目に追記をする形で対応させていただきたいと思っていたところです。

教育長 そうですね。先生方の授業の充実のところだけICTの活用云々だけではなくて、子供目線のところもやっぱりICTの活用という言葉を入れてもらえばいいと思います。

教育文化課主幹兼指導主事 はい。

教育長 ということでよろしいですか。

委員 はい。私はいいです。

教育長 要するに子供目線、教員目線とICTが両方にかかってくるので、委員の言われることはもっともだと思います。では今言ったような形でICTの文言の追加をお願いします。

教育文化課主幹兼指導主事 はい。

委員 追加資料ですが、「基本的な生活習慣の確立」の中で小学校、これはきっと中学校、小学校、こども園全部に関わって1つになって、まとまって書かれているのかなと思うのですが、横線がないので。家庭学習の習慣化とメディアコントロールの部分ですが、ここは横の点線がないので、全体的にこれを1つ小中、それからこども園に関わるよということ書かれているのだと思うのですが、そうですか。

教育文化課主幹兼指導主事 はい。

委員 それで、SNSの正しい利用について保護者への啓蒙活動を推進と書いてあるのですが、これは重点事項だとそれはSNSの正しい利用を含むとなるのですが、そういう意味では委員と同じく、やっぱり子供目線というのが入っていないと思うのです。保護者への啓蒙だけでも、それを子供自身に授業として、子供自身にしっかりと教えなくては駄目なのではないかなと思うのです。そういうのはどこに入

っているのか、ぱっと見、分からないのですが、そこら辺は今大きな問題に関わっているんで、そこは子供自身に教えていくというところがどこかに入っているのでしょうか。入れていただければと思うのです。

教育長 どうですか、指導主事。子供から見たSNSの使い方、どこか文言ありますか。

教育文化課主幹兼指導主事 それに関する文言はありませんが、表現としては園小中連携プログラムというところでSNS、メディアの使い方というところが入っておりまして、各発達段階においてどのような指導をするかということで内容的には入っているのですが、表現的には入っておりませんので、この辺を追記して、子供目線というところでしっかり指導すると。ここはこれから1人1台使っていくわけなので、しっかりと明示、明記をして各園、小中の教員に伝達というか、お願いをしていきたいと思えます。

教育長 ということでよろしいですか。

委員 はい。

教育長 SNSの使い方について園・小・中でしっかりと指導するというような文言を入れてもらう。保護者への啓発活動を推進というのは、これはあくまでも保護者を対象としたものなので、子供に対する指導、その文言を入れてもらうということにしたいと思えます。

委員 重点事項の右側下に園・小・中の連携の推進というところがあり、また、園・小・中の指導方針の一貫化とあるのですが、この一貫化というのは追加資料のことを言っているのか、どこなのかというところを確認したい。最近というか、園小中連携ということをやってきたわけなので、やっぱりいろいろな考え方があるのだなご意見とか聞いていて思うのですが、結局例えば問題を子供一人ひとりの課題とか、そういうことを引き継いでいくというのがありますよね、1つのところで。あと、もう一つは町とか教育委員会とかでこういうことを子供たちにしていきたいのだという大きな指針というか、そういうのをみんなで共通理解しながら、それぞれの部門で教育していきましょうというような連携とあるのですが、そこら辺が時々ちぐはぐになっているときがあるなと思っているところです。ですから、ここら辺はこれから幼小中の代表というか、校長先生たちにもよく理解していただく必要がある大きなところだと思うのです。もう一回確認なのですが、どこら辺を指導方針の一貫化として捉えて提示していくのかというところを確認したいと思えます。

教育文化課主幹兼指導主事 これに関しては、1月初めの園長、校長合同会議で委員に言われた2点目なのですが、私のイメージとしては学校運営経営ビジョンをこれからつくられるので、そこをぜひ共有していただきたいというお願いをしました。コミュニティースクールになれば、恐らく中学校区でつくるのであれば町の方針に基づいてその

中学校区の目指すものがある。それに基づいて発達段階で恐らくやるべき目標が決まってくるでしょうから、そこまで今年は求めないので、まずはつくったものを共有していただきたいというところをお願いをしてきたところでした。

あと、お話しされた1点目の情報の共有に関しても併せてお願いをしたところです。特に不登校に関しては共通シートを作って、そしてどういう現状でどういう指導をしていたかというものをどんどん上に上げていくような、そういう体制づくりを一つ一つ今取り組んでいるところです。

教育長 ということです。

委員 はい。

教育長 全体で共通するところは、1月の最後の校長会で指導主事が今言われたように、会津美里町の7つプラス4つか。そこで共通すべきものは再度確認してもらったところであります。

あと、コミュニティースクールという話が出たのですけれども、令和3年度については取りあえずどういう形で実施し、いろんな形をこれから試行錯誤していきます。その中で仮に中学校区単位でコミュニティースクールをつくるとなれば、恐らく中学校の校長先生みんなが集まってというか、最終的には中学校の校長先生の運営ビジョン、そこからずっと枝分かれして下のほうに。ではそのためにはどうしたらいいとか、そういう共通した考えも出るということなので、その辺のこともこれからいろいろ煮詰めていきたいと思っています。

委員 では、確認なのですけれども、そうするとこの令和3年度の重点事項というのは、やっぱり教育委員会として提示されるもので、結局、会津美里町のこども園から学校に提示されるもので、ここから教育課程の大きな柱が出ていくわけです。そういう意味での共通という大きなくりの中の、ここから各学校の実態に合わせて、校長の考えを基にしながらビジョンが考えられていくということによろしいですよ。

教育文化課主幹兼指導主事 それを意識して今回というか、今やっている来年度の教育課程編成は意識をしていただきたいと。その基になる学校経営運営ビジョンは早めにつくっていただいて、そして各他校種の園長先生、校長先生に理解をしていただいて、できれば話し合っていたいただきたいところだったのですが、なかなか忙しいところもありますので、まずは意識して、ぜひ中小それぞれ意識していただきたいというようなことをお願いした次第です。

委員 そうすると、この提案というか、小学校の校長先生に、中学校の校長先生に提示するのは早めにやらないと、結局これを基にして次年度の教育課程ですから、その辺お願いします。

教育文化課主幹兼指導主事 はい。そのように伝えたいと思います。分かりました。

教育長 小中学校が始まったら早めにこの重点事項を流しましょう。今日ご指摘いただいたのを修正して。

そのほかよろしいですか。この重点事項はいつ頃小中学校に配付する予定になりますか。

教育文化課主幹兼指導主事 今回提示させていただいた重点事項は、もう出してあります。園長・校長合同会議で出しましたので、そのときは案ですが、修正ありきの原案というところで進めてもらいたいということで、今日のご意見により修正し、今後決定いただける、これをお願いしますということであれば、今日にでも通知したいと。

教育長 分かりました。委員の皆様、今日出す前にこれだけ入れてくれとかご意見あればお願いします。もし今日ご意見等出なくて、この後で出たとしても、それはそれで追加として出すことは当然できますので。

委員の皆様、よろしいですか。

委員 はい。

教育長 それでは、今いろいろとご指摘いただきました。その点を訂正して、各学校に再度周知したいと思います。もし追加のご異議とかご意見等なければ、この議案第2号については原案を一部修正したもので、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、議案第2号につきましては、一部修正を加えた原案のとおりを決することにさせていただきます。ありがとうございます。

5. 協議事項

教育長 それでは、5番目の協議事項に入ります。

(1) 番目、令和3年度会津美里町生涯学習重点事項についてを協議題にしたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

教育文化課長補佐 ((1)「令和3年度会津美里町生涯学習重点事項について」資料により説明)

教育長 ありがとうございます。

生涯学習の3年度の重点事項です。もし何かご指摘あればお願いします。

委員 「生涯学習施設の整備充実」あるではないですか。その中で「学習センター分館の廃止」って、何か整備充実という言葉と全く裏腹なレベルで上がっています。入れなければいけない理由は分かりますけれども、何か工夫しなくていいですか。整備充実の中に分館廃止を入れてしまっているのかなど。要するに最後の分館廃止に向けての地区との協議って、これは具体的にやっつけていかなければいけない、これが多分残されているので、こうなってしまうのかなと思うのですが、言葉としてはこの2つ何か工夫しなくていいですか。整備充実の中に入れてしまっているのかなど。

教育長 これ分館というのは。

教育文化課長補佐 今のご指摘ですが、例えば①番の「生涯学習センターの整備」を整備・統合とかという言葉に直して、②の「生涯学習分館の廃止」は削除して、小項目に移行する考え方もあるのかなと考えていたのですが。

教育長 もう一回お願いします。①は残す。

教育文化課長補佐 ①は整備で止めるか、整備・統合というふうに入れるか。

教育長 整備・統合。

教育文化課長補佐 はい。2つ目の生涯学習センター分館の廃止は削る。

教育長 統合の中に含めるという。

教育文化課長補佐 はい。右側の小項目に、「本郷生涯学習センター移転計画」と「分館廃止に向けての地区との協議」は残すという方向性だといかがかと。やらなくてはいけないのは残しながらというところでしょうか。

教育長 生涯学習センター分館というのは、それぞれの地区にある公民館ですか。

公民館長兼図書館長 赤沢とか旭、藤川、尾岐、東尾岐分館があります。

教育長 要するに5年間かけて廃止に向けて検討するといった建物ですね。

公民館長兼図書館長 はい。

教育長 整備充実だから、要らないのは削って、どこかに集中して充実させるというふうな解釈がいいのか、それとも整備・統合がいいのか。

委員 項目的に取り上げなければいけないのは百も承知だから。

委員 廃止をして、整備充実させる。

教育長 廃止が整備充実になる。

委員 と思いますよね。

委員 整備充実といいながら廃止かみたいなの、そういうクレームつかないですか。そこだけが気になっただけで、しょうがない。教育委員会としての立場としては、もちろんこれでやぶさかではないですが、言葉の使い方がちょっと気になりました。

教育長 では、今事務局から提案のあったとおり整備・統合にして、②は削って、具体的な取組の2つは残すというのですが、どうですか。

委員 はい。

教育長 では、そういうことでよろしいですか。整備・統合で、②は削る。ありがとうございます。

委員 2番目のスポーツ活動の充実なのですが、今までずっと大綱みたいなのを考えたときに、運動、スポーツとやったではないですか。だから、ここだけスポーツとなってしまうと、生涯学習だから、そうなのかなと思ったりしたのですが、運動、スポーツとずっと話をしてきたのかなと。そこら辺はどうなのかなと思いました。

教育長 運動とやって、運動スポーツと続けるのですか。運動・スポーツ。

委員 運動ではなかったですか。

教育文化課長 大項目を「スポーツ活動の充実」を「運動・スポーツ活動の充実」みたいな形ということですよね。

委員 うん。何か大綱でつくったではないですか。今まで話し合ったきた中にスポーツだと1つのあれだから、運動で。

教育長 スポーツに入らないものも運動す。

委員 うん。運動で入れたではないですか、運動、スポーツで。

委員 幅広く運動で。

委員 そうそう。競技だけではなくて。

委員 あれを受けて立てば何か考えるしかない気がします。

教育長 そうですね。

委員 それとも、これはスポーツだけに特化して。

委員 生涯だから。

教育長 生涯学習だから、運動も入るよね。スポーツとはまた違った運動で。どうですか、その辺。運動・スポーツと。

委員 これは、健康のためのスポーツというところに入るのですか、そうすると。(2)番、私が言った、今まで話してきたのは。そうすると、スポーツでくくっているだけですよね、ここは。

教育文化課長補佐 1つ提案なのですが、例えば大項目につきましては先ほど教育長もおっしゃったのですが、生涯スポーツというのは全体を網羅する言葉だという考え方で、大項目を例えば「生涯スポーツ」として、2つ目の「健康のためのスポーツ活動の支援」を「健康のための運動等の支援」と整理すると、今の計画とも整合性がある程度図られるかなと考えております。その中で基本的な方向性の中にも「高齢者の運動機会の充実」であったり、ニュースポーツ教室というのがやはり健康増進の意味合いを含む言葉ですので、そちらとの整合性はこれで図れるかなと事務局としては考えています。よろしいでしょうか。

教育長 もう一回。(2)の「健康のためのスポーツ活動の支援」を「健康のための運動等」にする。スポーツをやめて、運動等でいいですか。運動等の支援。そして、重点事項4つの丸の中の「スポーツ活動の充実」を「生涯スポーツ活動の充実」ということで、生涯をつけるのですか。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 どうですか、それで。

委員 いいと思います。

感染症対策というのは、スポーツに限らず、令和3年度というのはもうこれは見据えていかななくてはいけないと思うので、本当だったら重点事項の枠の中にどこかばんと欲しいぐらいですが、そこはできなかつたらという意識はあります。

公民館長兼図書館長 この案を検討する際に、これまで感染症対策、今年度1年もずっと対策を踏まえてということでやってきていまして、生涯学習に関しては講演会などとか音楽

を聴くとかというのはお話をしないでただ聴くだけということで、ある程度席を離してとか、工夫しながらやってきました。あと、スポーツ大会、運動会等に関しては、幾ら野外であっても、2メートルの間隔を離すとか、密を避けてということだと、どう対策をやったらいいのかというところもあり、いろんな話を地域の方と協議した中ではなかなか難しいだろうということで、全て中止にしてきたことを踏まえて、あえてスポーツだけにこだわって今回挙げさせていただいたのです。ただその後事務局の中でも、今ほど委員からご指摘ありましたように、重点事項の四つ葉のクローバーの下枠のところに、生涯学習の全てに関して新型コロナ対策というのは必要だという考えもあったので、新しい生活様式ということも示されていますので、感染症対策を踏まえた事業の実施というような言葉をこの枠の中に、四つ葉のクローバーの下枠で特記して加えるような形で必要なと考えていたところだったので、そのような形で入れ込みたいと思っております。

教育長 感染症対策を踏まえてというのは、四つ葉の下か、または一番重点事項の4文字の下か、上のほうか。その辺どこかに入れておかないと、やっぱりそうだね。令和3年度はそれが大きな課題なのでしょうから。

教育文化課長補佐 真ん中ですか。中心に。

教育文化課長 真ん中にお花にして。

教育文化課長補佐 その辺は少し検討させていただきます。

委員 「歴史文化・芸術活動の推進」の上のクローバーの中の2番目のところなのですが、「郷土史料館（仮称）運営方針の検討」となっています。運営方針というのは全体ということなので、どうなのかなと思ったのは、4番目の「環境・体制の整備充実」の中の（2）番の具体的な取組というところもあるし、「郷土史料館（仮称）の整備」とあるではないですか。改修工事もあるではないですか。運営方針というのは、整備とか、改修工事とか、全部を含んだ運営方針の検討なのか。でも、運営方針はもう決まって、整備に入っているわけですから、改修ではないかなと。改修工事に入るわけですよね。その辺の私としては運営方針といったら何かこれから、まず前段階の運営方針決めて、そして改修に入るのかなという感覚なのですが、それは事務局の考えとしては運営方針というのはそういう整備計画も全部実行されていく中で大きな運営方針ということなのかどうか。ちょっとギャップ感じたのですが。

教育文化課長補佐 本来ですと、委員がおっしゃるようにハード面に入る前にソフト面、特に運営であったり、中に入れるものであったりということ把握した上で工事をするというのが通常なのですが、この上の段の運営方針につきましては、当然事務局案は持っておりますし、今庁内で調整を一旦図ろうとしたのですが、やはり人員の配置などの人事案件も絡むということで、今留保状態になっています。この工事を進めて、整理をするまでに2年間かかりますので、この1年間、令和3年度のうちにその方

針を決定したい。要は人員配置と運営の体制づくり、あと展示の内容まで細かい点まで検討委員のご意見をいただく必要があるということで、あえて今回はこれを分けたと。本来であればソフト面を決めて、将来の必要な容積であるハード面を決めるという流れは一般的だと思うのですが、今回のこの計画につきましては概算、概略のハード面の計画しかできていないので、その工事と並行で令和3年度は実施していきたいという考え方で分けさせていただいたところです。

教育長 いいですか。整理してもらって、今年度の整備は改修工事と。運営方針は、人員配置の計画であり、2つに大きく分けて3年度はやっていくと。

教育文化課長補佐 はい。合わせ技でハード面、ソフト面の両方を動かすということで。

教育長 よろしいですか、そういう説明で。

委員 分かりました。

委員 どちらでもいいことなのですが、「スポーツ活動の充実」の3番の基本的な方向性に「スポーツイベントや交流事業の推進」とあって、具体的な取組に交流事業が来て、スポーツイベントとなっているので、これは逆のほうがいいかと。先に「各種スポーツ大会・町民運動会」が上に来て、下に「姉妹・有効都市との交流」となっている。

教育長 具体的な取組のところの。

委員 はい。内容は一緒なのですけれども。

教育文化課長補佐 分かりました。

教育長 主なものは上で、数少ない姉妹とのこれが下ということです。

委員 はい。

教育長 いいですか。

教育文化課長補佐 そのように修正させていただきます。

教育長 交換ね。

これ実際、委員にお伺いしたいのは、令和2年度は新型コロナ関係でほとんどのスポーツ大会、町民運動会なんかも含めて中止という形になったわけですが、やっぱり、町民の方々は致し方ないという感じ。それとも、我慢している状態のところで作ってられるのか、その辺の感想というか。

委員 練習とか普通に体を動かすことはやっているとは思いますが、大会中止とかはみんな受け止めているとは思いますが。

教育長 ただ、学校関係では文科省から通知があつて、部活動については息の上がる運動とか、それから接触プレー、例えばバスケットとかも接触する。ああいうのはやめて、筋トレ、例えば離れてやるシュート練習、その辺でやめなさいという通知は出ているけれども、ただでも実際今スポ少が体育館でやっている。だけれども、スポ少の指導者はそこまで考えてくれているのかどうか、文科省の通知のとおり。少し不安なところはある。公民館では8時以降は強く自粛していただくということでお願いしているのだけれども、でも8時まではそんなに時間がないからということで、9時まで延長することも頻繁にある。借りる団体は使いたい。だから、そういう意味で我々と使う団体とでは大分温度差があるのかななんて思っています。

委員 少しお聞きしたいのは、主体的学習活動の充実の中に町民文化祭とかあります。あとはスポーツにも町民運動会とかあるのですが、令和2年度では本郷地域の町民運動会はやらなかったし、それから文化祭もやらなかったのです。こういうふうに生涯学習のビジョンというか、中に入っているにもかかわらず、結局は3地区のそれぞれのどこで判断するものなのかなと思ったのですが、何かやっていないですよ、本郷地域だけ運動会やらないし、文化祭もやらなかったですよ。

委員 文化祭は、何か聞いて、その人たちがやらないと言ったのですよね。

公民館長兼図書館長 それぞれの地域には文化祭の実行委員会がありますので、地域ごとの実行委員会におけるそれぞれの判断の違いだったのです。

委員 そうすると、町の重点事項の中に実施となっているけれども、結局は地域ごとの実行委員会に決定が委ねられているということですよ。それで決めてしまうわけですよ。

公民館長兼図書館長 極力今回、高田地域が一番早く展示のみ限定してということで、いち早く決定したので、それを受けて本郷、新鶴もできれば、学校も子供たちの作品展示だけだったら協力しますとの話もあったので、ぜひそういう方向性で展示だけでもやるような形でと話を投げかけてはいたのですが、ただその中で本郷地域の実行委員会ではそれでもというようなことで決定されてしまったもので、この反省を踏まえて来年度に関してはもうちょっと前向きな形での検討をお願いしていきます。

委員 やっぱり実行委員会、どこの判断でやるのかななんて分からなかったのが、生涯学習の重点化にはなっているのだなと今思ったので。

教育長 運動会はどうなの。町民運動会はどこで判断するのか。

公民館長兼図書館長 ある程度実行委員会で検討はさせていただきました。あと当時、ある程度の感染症対策の方針がでており、野外活動であっても2メートルの間隔を保つとか、いろんな指針が出ていましたので、そういったことで地域の方にもご説明をしましたが、やはり難しいだろうという判断で。当時は感染対策が徹底されないということであれば全体的に中止しようというような形になりました。

委員 分かりました。

教育長 教育委員会としては、こういう形で重点事項を決めたので、実施してほしいというのを大上段には掲げるところなのですが、最終的に地域の状況もあるから、地域地域の判断に最終的には任せるしかないのだろう。

委員 それでいいと思いますが。それでないと地域でなくて、教育委員会が全部主体的に動くなら別ですが、それは逆に言うといいことではないのです。やっぱり地区に任せるしかないと思います。

教育長 だから、本郷地域の文化祭はやらなかったでしょう。だけれども、高田地域はやったのですよね、たしか展示だけ。ここでやったのですね。

公民館長兼図書館長 はい、そうです。

教育長 だから、そういう設備とか、団体の年齢構成とかいろいろあるので。

委員 それは、すごく十分理解して、それは地域ごとの判断でいいと思う。

教育長 これからもそういうこと、取りあえず意見を取り上げながら実施の方向を決めていくということになると思います。

教育文化課長補佐 今日いただいたご意見、基本的にこれを修正させていただきますし、次回の定例会におきまして再度提案する際、本日のご意見を踏まえ、事務局でも再検討して、提出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長 ということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、生涯学習の重点事項についての協議は終わらせていただきます。続きまして、(2)、その他に入ります。
事務局ないしは委員の皆様から何かあればお願いします。事務局で何かその他ありますか。

(「準備しているものはありません」の声あり)

教育長 委員の皆様方はどうでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。
では、5番目の協議事項のその他は終わらせていただきます。
ちょうどここで1時間になりますので、空気の入替えとか、休憩取りますか。

(「はい」の声あり)

教育長 10分ぐらい休憩したいと思いますので。

教育文化課長 10時20分まで休憩ということでよろしいでしょうか。

教育長 20分まで休憩とします。よろしくをお願いします。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時20分

教育長 再開したいと思います。

6. 報告事項 ((2)、(3) 非公開)

教育長 6番目の報告事項に入ります。
(1) 番目、議会1月会議について事務局から報告をお願いします。

教育文化課長 ((1)「議会1月会議について」資料により説明)

教育長 ありがとうございます。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、(2)番目、(3)番目、児童・生徒に関する事、教職員に関する事、2つを一括でいきたいと思えます。

なお、個人情報が入りますので、(2)と(3)については、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき非公開とさせていただきます。

では、(2)番からお願いします。

教育文化課主幹兼指導主事 ((2)「児童・生徒に関すること」説明)
((3)「教職員に関すること」説明)

教育長 4番目の生涯学習に関することをお願いします。

教育文化課長補佐 ((4)「生涯学習に関すること」説明)

教育長 ありがとう。そこまでいいですか。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 次、5番目、教育関係施設に関すること、お願いします。

教育文化課長 特にありません。

教育長 特にないですか。いいですね。

教育文化課長 はい。

教育長 6番目、事務局報告事項、お願いいたします。

教育文化課長 ((6)「事務局報告事項」説明)

教育長 よろしいですか。今寄附金の話出ましたが、公民館長兼図書館長、図書館はいいですか。檜葉町から。

公民館長兼図書館長 昨日、産業振興課から話があり、檜葉町の復興対策ということで今年度会津美里町との交流事業を計画されていたのですが、新型コロナによってできなかったことを受けて、檜葉町から70万円相当の予算があるので、それを図書の購入に使っていただいてはどうかというお話をいただきました。来週にはテレビ電話での協議お話を具体的にさせていただくという申し出がありましたので、ご報告させていただきます。

教育長 そのほか、寄附はありませんでした。

(「はい」の声あり)

教育長 では次に、認定こども園についてお願いします。

教育文化課長 認定こども園につきましては、14ページから16ページまで載っておりますので、御覧いただきたいと思います。

教育長 認定こども園は、新鶴の進捗等を委員に今お話をしておくことはありますか。ないですか。

教育文化課長 工事は特にはないのですが、だんだん建物の建て方が始まります。基礎はしっかりできて、今週から建て方に入るといってございまして。事故もなく、進んでおります。

教育長 では、よろしいでしょうか。

7番目、その他に入ります。報告事項のその他、何かあれば。よろしいでしょうか。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

7. その他

教育長 大きな7番目、その他に入ります。

(1) 番目、今後の行事予定についてということです。

教育文化課長補佐 ((1)「今後の行事予定について」説明)

(日程について協議)

教育長 では、2月18日木曜日午前9時からということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは、報告事項を終わらせていただきます。

では、事務局にお返ししますので、よろしくお願ひします。

8. 閉会

教育文化課長 それでは、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

これをもちまして令和3年第2回1月定例会を閉じたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○閉会時刻 午前10時45分